

岡山県西部衛生施設組合告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき総合評価一般競争入札を次のとおり実施するので、同施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに岡山県西部衛生施設組合財務規則（昭和58年規則第1号）第2条の規定により公告する。

令和3年8月10日

岡山県西部衛生施設組合

管理者 笠岡市長 小林 嘉文

記

1 入札の方法

次の入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及び価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価一般競争入札により実施する。

2 入札に付する事項

(1) 事業名称：岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業

(2) 事業方式：本事業は、本公共施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施する。

本組合は本公共施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本公共施設を所有する。

落札者が、本組合の所有となる本公共施設の設計・施工業務，運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

(3) 公共施設の種類：一般廃棄物処理施設

(4) 処理方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）

(5) 処理能力：130t/日（65t/24h×2炉）

(6) 処理対象物：可燃ごみ，可燃性粗大ごみ，破碎残渣

(7) 建設予定地：岡山県浅口郡里庄町大字新庄地内（現里庄清掃工場敷地内）

(8) 事業期間：事業契約締結日から令和28年3月31日まで

（設計・施工期間：事業契約締結日から令和8年3月31日まで）

（運営期間：令和8年4月1日から令和28年3月31日まで）

3 入札参加資格に関する事項

次の各号に定める条件をすべて満たすもの。

(1) 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者は、構成員（構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。）及び協力企業（構成企業のうち、運営事業者（落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営業務のみを目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営業務を担当する者をいう。）への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負または受託することを予定している者をいう。）で構成されるものとする。構成企業（構成員と協力企業の総称をいう。）は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

(イ) 設計・施工業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を構成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

(ウ) 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

(エ) 入札参加者は次号（イ）の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で構成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

(オ) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

(カ) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。

(キ) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(ク) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・施工業務及び運営業務を行う者として、

次の（ア）から（ウ）の要件を満たす企業で構成すること。なお、1 者で複数の要件を満たす者は、当該1 者のみで複数の業務にあたることが可能である。

（ア）本施設の建築物の設計・施工業務を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工業務を行う者は、構成員または協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1 者が次の(a)から(e)の要件を全て満たすこと。

(a)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

(b)建設業法第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(c)本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(d)参加表明書の提出期限日において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,050 点以上であること。

(e)本施設の建築物と同種または類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の実績を有すること。なお、共同企業体としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。

（イ）本施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者は、次の(a)から(d)の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす1 者（代表企業とする。）を含む構成員または協力企業とすること。

(a)建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(b)焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(c)参加表明書の提出期限日において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(d)平成 18 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 130 t/日以上かつ複数炉構成とする。）に係る設計・施工業務の実績を元請として有すること。

（ウ）本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は、次の(a)及び(b)の要件を満たす者を含む構成員または協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う1 者または代表企業が次の要件を全て満たすこと。

- (a)地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 130 t/日以上かつ複数炉構成とする。）における 1 年以上の運転管理業務実績を元請けとして有すること。
- (b)廃棄物処理施設技術管理者の資格並びに一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 130t/日以上かつ複数炉構成とする。)) における運転管理業務の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低 2 年間配置できること。

4 入札参加資格の制限に関する事項

次の各号に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 構成市町（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町及び里庄町をいう。）の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者。
- (3) 構成市町いずれかの建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税または地方税を滞納している者。
- (11) 自己または自社の役員等が、次のいずれかに該当する者及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与している者。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

- (オ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (12) 本組合が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- 本事業に関し、本組合のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- ・株式会社エイト日本技術開発
 - ・豊原総合法律事務所
- (13) 本事業に係る岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設事業者選定委員会の委員、委員が属する法人及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- (14) 落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について選定委員会の委員に対し、本事業について積極的に接触等の働きかけを行った者。

5 入札無効に関する事項

次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札
- (2) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (3) 委任状のない代理人が行った入札
- (4) 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの、または入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- (5) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- (6) 入札書の事業名、事業場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札
- (7) 入札書の事業名、事業場所名、商号または名称のいずれかが記載されていない入札
- (8) 同一人がした複数の入札
- (9) 入札価格参考資料を提出しない者が提出した入札
- (10) 入札書において記載される入札価格（総額）と入札価格参考資料に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第 15 号と様式第 15 号別紙 1～別紙 3 に記載の設計・施工業務に係る対価の金額及び運営業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）
- (11) 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した者の入札

- (12) 参加資格確認申請書類及び入札提案書類等その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- (13) 入札参加者が協定した入札
- (14) 入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

6 契約条項等を示す場所等

- (1) 場 所：岡山県西部衛生施設組合ホームページ (<http://seibueisei.or.jp/>)
- (2) 公 表 日：令和3年8月10日（火）
- (3) 公 表 資 料：入札説明書
 - 要求水準書
 - 落札者決定基準書
 - 様式集
 - 基本協定書（案）
 - 基本契約書（案）
 - 建設工事請負契約書（案）
 - 運營業務委託契約書（案）

7 入札日時、場所及びその他手続き

(1) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

開催期間：令和3年8月18日（水）～8月19日（木）

場 所：岡山県浅口郡里庄町大字新庄地内

そ の 他：詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」のとおりとする。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

受付期間：（第1回）令和3年8月10日（火）～令和3年8月25日（水）17時15分まで

（第2回）平成3年9月22日（水）～令和3年9月29日（水）17時15分まで

場 所：岡山県西部衛生施設組合 ごみ処理広域化施設建設室

そ の 他：詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」のとおりとする。

(3) 参加資格確認申請書類の提出

入札参加希望者は、参加資格確認の申請を行わなければならない。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

提出期限：令和3年9月14日（火）17時15分まで

場 所：岡山県西部衛生施設組合 ごみ処理広域化施設建設室

提出方法：持参または郵送

そ の 他：詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」のとおりとする。

(4) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、本組合と個別の入札参加者との間での対話を行う。

開 催 日：令和3年11月8日（月）

場 所：岡山県西部衛生施設組合（予定）

そ の 他：詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」のとおりとする。

(5) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届を提出すること。

(6) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札提案書類を提出すること。提出は代表企業が行うこと。

提出期限：令和3年12月27日（月）17時15分必着

場 所：岡山県西部衛生施設組合 ごみ処理広域化施設建設室

提出方法：持参

そ の 他：詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」のとおりとする。

(7) 提案書に関するヒアリング

入札参加者に対しヒアリングを行う。

開 催 日：令和4年2月下旬

場 所：岡山県西部衛生施設組合（予定）

そ の 他：詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」のとおりとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 参加資格確認
- (2) 提案審査
 - (ア) 提案書の事前審査
 - (イ) 非価格要素の定量化審査
 - (ウ) 入札価格の確認
 - (エ) 入札価格の定量化審査
 - (オ) 総合評価点の算定
 - (カ) 最優秀提案者の選定
 - (キ) 落札者の決定
- (3) その他

詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 落札者決定基準書」のとおりとする。

9 予定価格及び入札書比較価格

- (1) 予 定 価 格 : 22,465,300,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
- (2) 入札書比較価格 : 20,423,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)

10 開札日時及び場所

- (1) 場 所 : 岡山県西部衛生施設組合 (予定)
- (2) 開 札 日 : 令和4年2月下旬

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

- (1) 設計・施工期間における保証
建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額
- (2) 運営期間における保証
運営業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上の額

13 その他の事項

- (1) 詳細は「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 入札説明書」及び「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 落札者決定基準書」のとおりとする。
- (2) この告示についての問合せ先
岡山県西部衛生施設組合 ごみ処理広域化施設建設室

〒714-0054 岡山県笠岡市平成町 100 番地

T E L 0865-66-2620

F A X 0865-66-2686

e-mail seibueisei@city.kasaoka.okayama.jp